

ひとり親家庭等の現状について

平成27年4月20日(月)



ひとり親家庭の現状(世帯数)

ひとり親世帯数(母子世帯等調査)

25年間で、**母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍**

母子世帯数^(注) 84.9万世帯 → **123.8万世帯** (ひとり親世帯の約85%)
父子世帯数^(注) 17.3万世帯 → **22.3万世帯** (ひとり親世帯の約15%)
(昭和63(1988)年度) (平成23(2011)年度)

(注) 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数
なお、母子のみ世帯、父子のみ世帯の数は下表の通り

児童のいる世帯のうちひとり親家庭の割合(国民生活基礎調査) ※児童=18才未満の未婚の者

	昭和63年	平成6年	平成12年	平成18年	平成24年
児童のいる世帯 (a)	1,643万	1,359万	1,316万	1,250万	1,209万
母子のみ世帯 (b)	55.4万	48.3万	58.7万	71.7万	82.1万
b/a	約3.4%	約3.6%	約4.5%	約5.7%	約6.8%
父子のみ世帯 (c)	10万	8.4万	8万	10万	9.1万
c/a	約0.6%	約0.6%	約0.6%	約0.8%	約0.8%

ひとり親家庭の現状(ひとり親になった理由)

ひとり親になった理由(母子世帯等調査)

25年間で、離婚母子が約20%ポイント増加
未婚の母が約4%ポイント増加

昭和63年度 (%)

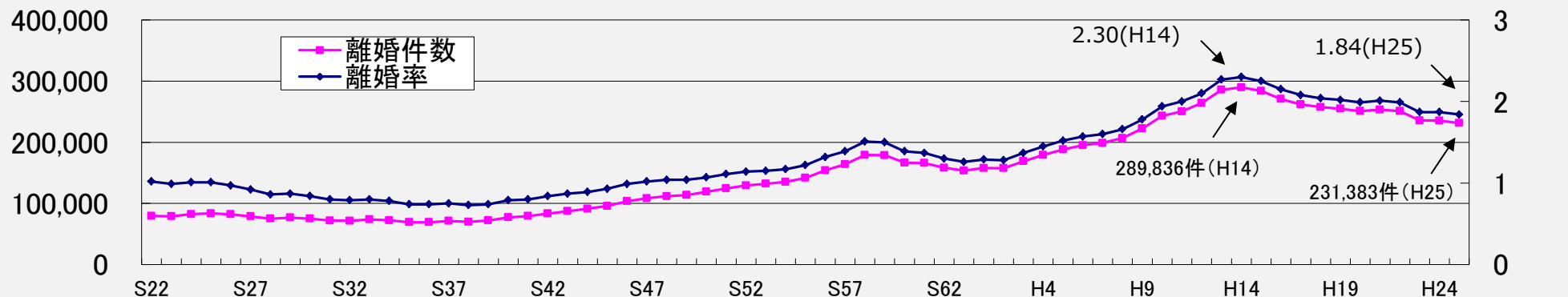
平成23年度 (%)

	母子	父子		母子	父子
離婚	62.3	55.4	➔	80.8	74.3
死別	29.7	35.9		7.5	16.8
未婚	3.6	—		7.8	1.2

離婚件数

離婚件数及び離婚率の年次推移(人口動態調査)

離婚率
(人口千人対)



ひとり親家庭の現状(就業状況)

ひとり親家庭の就業状況

	母子世帯	父子世帯	一般世帯	
就業率	<u>80.6%</u>	91.3%	女性64.4% 男性81.6%	
	雇用者のうち 正規	43.0%	87.1%	女性45.6% 男性80.1%
	雇用者のうち 非正規	<u>57.0%</u>	12.9%	女性54.4% 男性19.9%
平均年間 就労収入	<u>181万円</u> 正規 :270万円 非正規:125万円	360万円 正規 :426万円 非正規:175万円	平均給与所得 女性269万円 男性507万円	

(出典)母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査、一般世帯は平成26年労働力調査、平成22年分民間給与実態統計調査

ひとり親家庭の現状(その他①)

ひとり親家庭の養育費受取率、進学率、相対的貧困率等

	母子世帯	父子世帯	全世帯
養育費の取決率 受取率	37.7% 19.7%	17.5% 4.1%	-
子供の進学率	高校等 : 93.9% 大学等 : 23.9% (+専修学校等(注1) : 41.7%)		高校等(通信除く): 96.5% 大学等(通信除く): 53.7% (+専修学校(注2) : 70.7%)
生活保護受給率	14.4%	8.0%	3.22%
ひとり親家庭の 相対的貧困率	54.6% (2012年)	大人が2人以上いる 世帯の相対的貧困率	12.4% (2012年)

(出典)母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査 全世帯の進学率は平成26年度学校基本調査
生活保護受給率は平成24年度被保護者調査・平成24年国民生活基礎調査 相対的貧困率は平成25年国民生活基礎調査

(注1)専修学校等=専修学校(一般課程・専門課程)+各種学校

(注2)専修学校=専修学校(専門課程)

(※)中退率(全世帯): 高等学校 1.7% (平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について)
大学・短期大学・高等専門学校 2.65% (平成26年 文部科学省 学生の中退学や休学等の状況について)

ひとり親家庭の現状(その他②)

ひとり親家庭の住宅、教育費

	母子世帯	父子世帯	全世帯
住宅			
持家	29.8%	66.8%	61.9%
公営住宅	18.1%	4.8%	4.2%
民間	32.6%	15.2%	28.1%
1ヶ月当たり教育費	16,291円	—	31,565円

(出典)住宅については、母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査 全世帯は平成22年国勢調査
1ヶ月当たり教育費については、平成21年全国消費実態調査

ひとり親家庭支援施策の体系

ひとり親家庭の就業による自立を目指し、①子育て・生活支援、②就業支援、③養育費の確保、④経済的支援の4本柱により施策を推進

《施策の体系》

1 子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による生活一般や貸付金に関する相談
- 家事援助や保育のためのヘルパーの派遣
- 学習支援ボランティアの派遣、ホームフレンドの派遣による児童の悩み相談

2 就業支援

- 子育て女性等に対する就職支援(ハローワークによる支援)
- 就業相談、講習会、就業情報提供の一環したサービス提供(母子家庭等就業・自立支援センター)
- 個々のニーズに応じた自立支援プログラムの策定による支援
- 就職に有利な資格の取得に役立つ給付金の支給

3 養育費の確保

- 養育費相談支援センター(電話による相談対応、自治体職員の研修等)
- 地方自治体における相談
- 面会交流支援事業

4 経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付(子供の進学に要する費用の貸付など)



相談窓口
(主に市町村)



母子・父子
自立支援員
など



ひとり親家庭の子育て支援のための事業

子育て
生活支援

家事援助や保育のためのヘルパー派遣 実施主体：都道府県、市町村

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、**低料金でヘルパーを派遣し、児童の世話や生活援助を行う。**

<利用料（1時間あたり）>

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 実施主体：市町村

○**ショートステイ**：病気や仕事などの場合、育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で**最長7日間まで預かる事業。**

（実施箇所数 平成16年度364箇所 → 平成25年度678箇所）

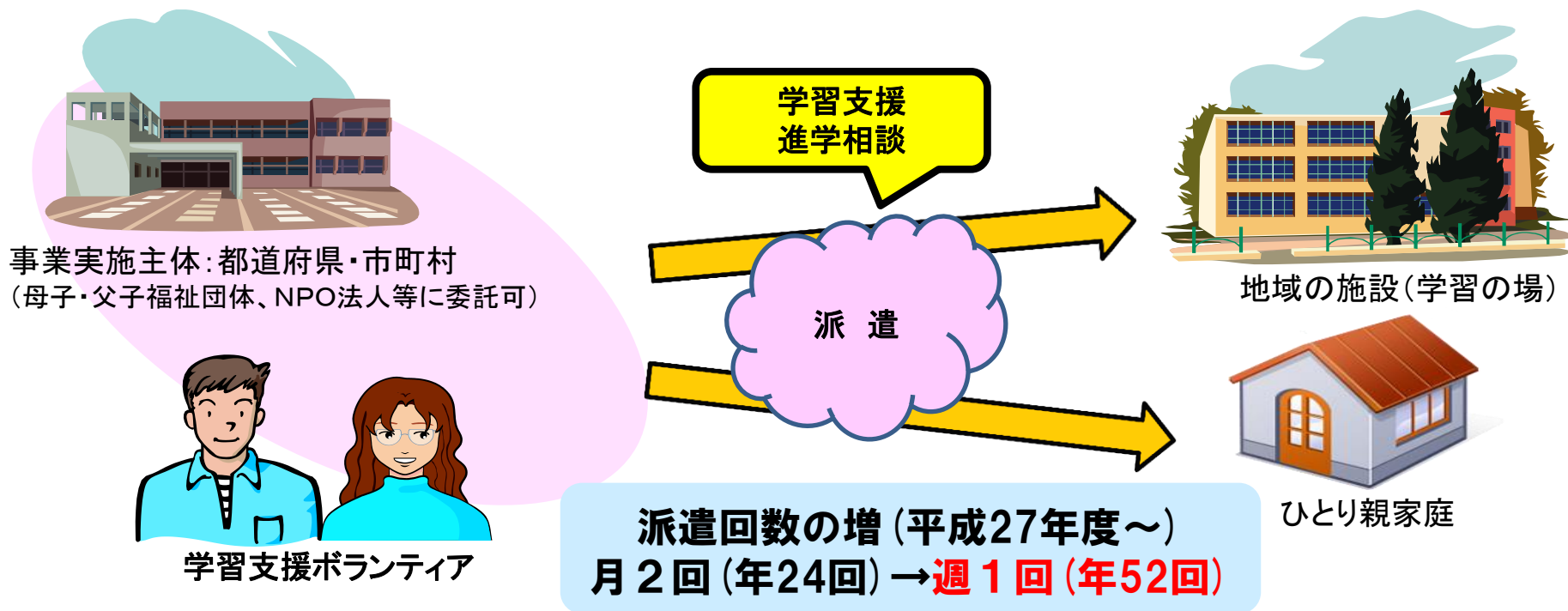
○**トワイライトステイ**：仕事などにより平日の夜間又は休日に不在となる場合や、緊急時に、**児童を児童養護施設等において預かり、生活指導、食事の提供等を行う事業。**

（実施箇所数 平成16年度134箇所 → 平成25年度364箇所）

ひとり親家庭の子供の学習支援 (学習支援ボランティア事業)

事業内容

- ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣する。
- 塾形式または家庭教師形式により実施。利用料金は原則無料。**
- 学生等の確保が困難な場合、e-ラーニング形式による実施も可能。



事業概要

- 都道府県・政令市・中核市に「母子家庭等就業・自立支援センター」を設置(108ヵ所)し、**就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等まで、一貫した就業支援サービス**を提供。
- 在宅就業の支援や養育費の相談などのサービスも提供。

就業支援事業

就業相談・助言
求人開拓

就業支援講習会等事業

就業準備セミナー開催
資格取得のための講習会の開催

就業情報提供事業

求人情報の提供
電子メール相談

在宅就業の支援

在宅就業セミナー開催
在宅就業に関する情報の提供

その他の支援

養育費・面会交流に関する相談、地域のニーズ調査、相談関係職員の資質向上研修

資格の取得に役立つ給付金の支給 (高等職業訓練促進給付金)

対象となる資格

就職に有利な資格であって、法令で2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの

《対象資格例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等

支給内容

- ・支給対象期間 : 修業する全期間(上限2年)
- ・支給額 : 月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円)

実績(平成25年度)

- ・総支給件数 : 7,875件
- ・資格取得者数: 3,212人
(看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など)
- ・就職者数 : 2,631人
(看護師 1,313人、准看護師 797人、保育士 186人、介護福祉士 97人など)

保護者の学び直しの支援 (高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)

施策内容

- ひとり親家庭の親の**約13.8%**は、最終学歴が中学卒。
- 高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給。
- より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、**正規雇用を中心とした就業**につなげていく。

最大、受講費用の**6割**を支給
(上限15万円)



養育費の確保に関する支援

養育費の確保

施策内容

- 養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センターを設置し、取決めの重要性等に関する普及啓発、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援等を行う。
- 地方公共団体においても、専門知識を有する相談員を配置し、相談に対応する。



委託

《養育費の相談支援の仕組み》



実施・委託

養育費相談支援センター (委託先: (社) 家庭問題情報センター)

- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供
→ホームページへの掲載、パンフレットの作成
- 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のための研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援
(困難事例への支援)
- 母子家庭等に対する電話・メールによる相談

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催

養育費相談支援センター 電話相談: 0120-965-419(携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108

[相談時間: 月～金(年末年始、祭日を除く) 10:00～20:00、土・祝日 10:00～18:00]

【養育費相談支援センターにおける相談実績】

- ・相談者 : 女性 72.3% 男性 24.6% 自治体等 2.8%
- ・相談時期 : 離婚前 33.7% 離婚後 58.7%
- ・養育費の算定方法や請求手続きに関する相談が多い

子供の進学に要する費用の貸付 (母子父子寡婦福祉資金の貸し付け)

貸付金

子供の進学時、入学金や授業料等に充てるための費用を貸付
無利子で長期の返済期間(20年以内)とし、返済の負担に配慮

	【私立・自宅外通学の場合の貸付限度額】	【据置期間】	【返済期間】	【利率】
入学後の授業料等に充てる資金 (修学資金)	高校、専修学校(高等課程) 月額52,500円 高等専門学校 月額[1~3年]52,500円 [4~5年]90,000円 短期大学、専修学校(専門課程) 月額90,000円 大学 月額96,000円 専修学校(一般課程)(※) 月額48,000円	卒業後6ヶ月 経過後から返済 開始	20年以内 (※)は 5年以内	無利子
入学金や教材、制服の購入に充てる資金 (就学支度資金)	小学校 40,600円 中学校 47,400円 国公立高校・専修学校(高等課程・一般課程(※)) 160,000円 修業施設(※) 100,000円 私立高校・専修学校(高等課程) 420,000円 国公立大学・短大・高等専門学校・専修学校(専門課程) 380,000円 私立大学・短大・高等専門学校・専修学校(専門課程) 590,000円			

支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。

手当月額

- ・児童1人の場合 全部支給:42,000円 一部支給:41,990円から9,910円まで
- ・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

所得制限(収入ベース)

- ・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
- ・扶養義務者^(注)(6人世帯) : 610.0万円 (注) 生計を同じくする祖父母など

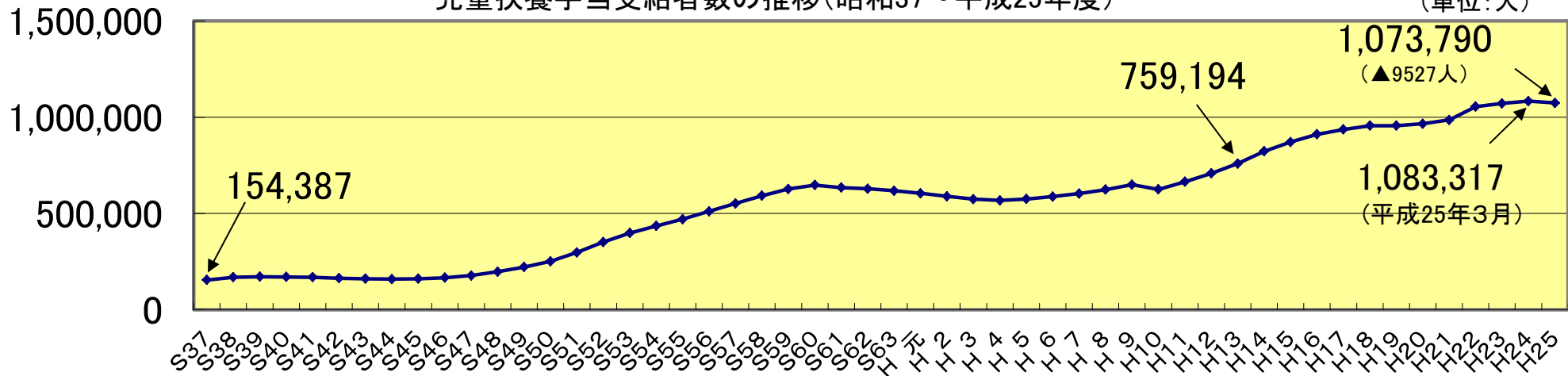
児童扶養手当受給者数及び予算額の推移

経済的支援

受給者数の推移

- 近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加。平成13年度末は759,194人、平成25年度末は1,073,790人となっている。（平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大）
- 平成25年度末において、全部支給者は606,644人(56.5%)、一部支給者は467,146人(43.5%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成25年度)



(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」)

予算額の推移

※事業費(国負担1/3、地方負担2/3)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
国負担(億円)	1,546	1,558	1,593	1,615	1,678	1,767	1,769	1,772	1,736	1,717
事業費(億円)	4,638	4,674	4,779	4,845	5,034	5,301	5,307	5,316	5,208	5,151

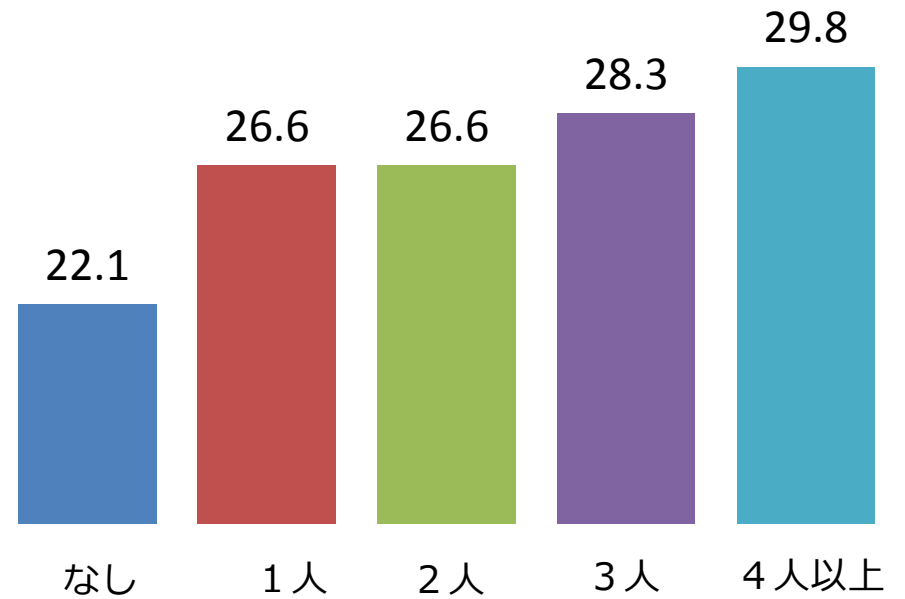
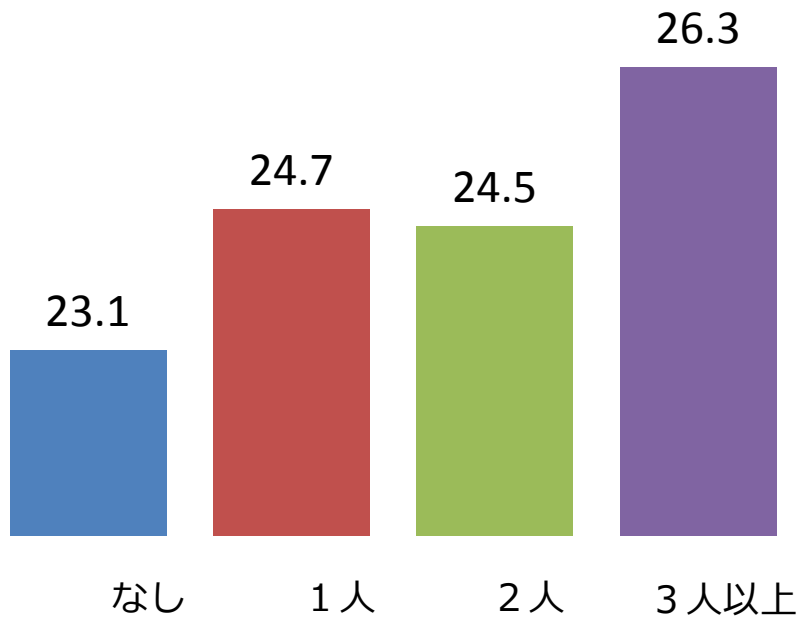
児童のいる世帯の状況①

家計支出の状況(平成25年国民生活基礎調査)

子供の数が増えると、家計支出額の増加が大きくなる傾向。

【乳幼児の数別 1世帯当たり家計支出額(万円)】

【児童の数別 1世帯当たり家計支出額(万円)】

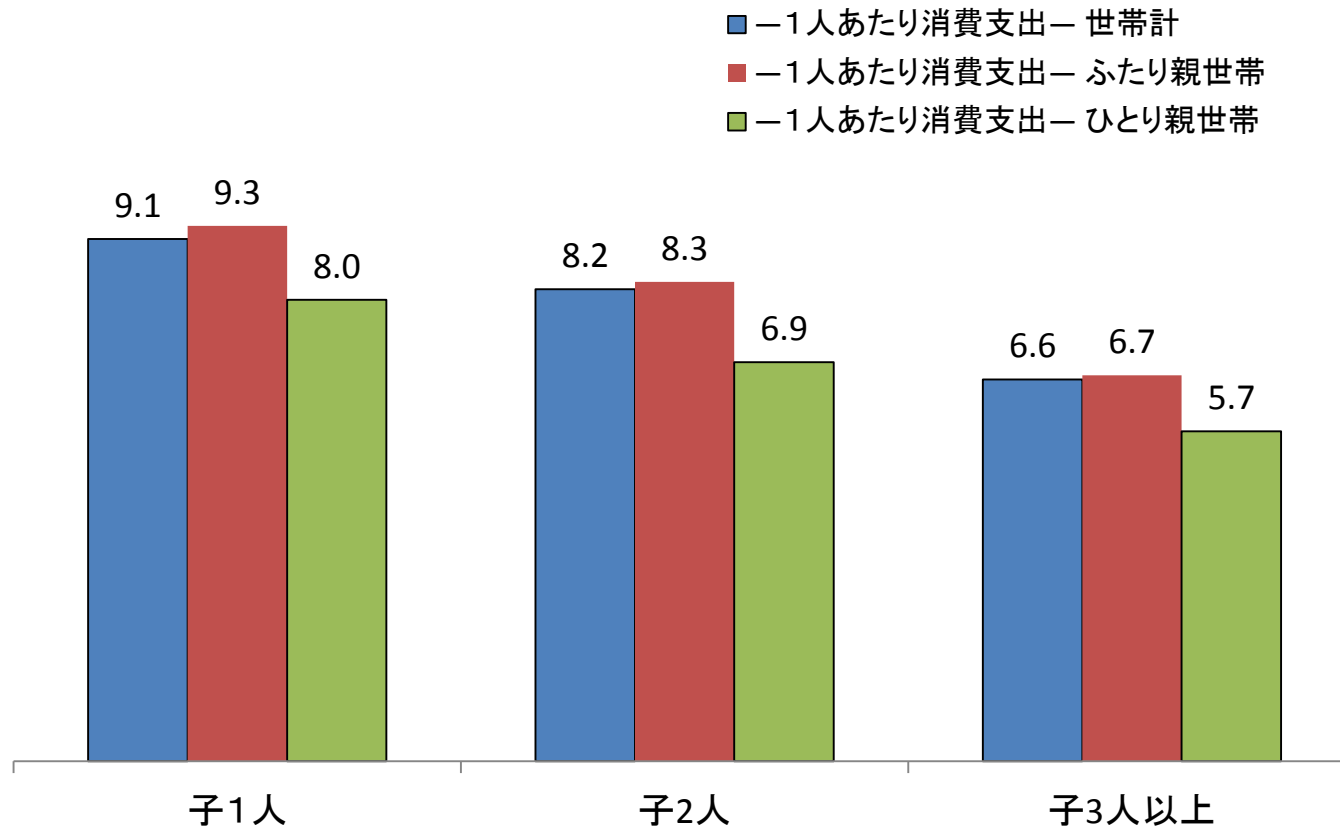


児童のいる世帯の状況②

生活の負担感

子供の数が増えると、一人あたり消費支出額が低くなる傾向。

調査前月（10月）の消費支出（単位：万円）



児童手当の概要

支給対象者

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

手当月額

- ・3歳未満 : 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 : 10,000円
第3子以降(※1) : 15,000円
- ・中学生 : 10,000円
- ・所得制限限度額(※2)以上 : 5,000円(当分の間の特例給付)

(※1)「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいう。

(※2)例えば、夫婦と児童2人であれば、年収ベースで960万円未満。

給付総額

2兆2,299億円(平成27年度予算)

保育料の多子軽減について

制度内容

施設型給付等(保育認定)においては、同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育所、幼稚園等を同時に利用している場合において、年長の児童から順に2人目は「1/2」、3人目以降は「無料」に保育料を軽減している。

多子軽減の例

